新たな期間制限の在り方（イメージ）

参考資料No.2

有期雇用派遣・・・3年

※1.「組織単位」とは、「業務のまとまりがあり、かつ、その長が業務の配分及び労務管理上の指揮監督権限を有する単位として派遣契約上明確化したもの」をいう。以下のイメージでは、課単位と仮定

①個人単位・・・同一の有期雇用派遣労働者の同一の「組織単位」（※1）での派遣就労は3年が上限

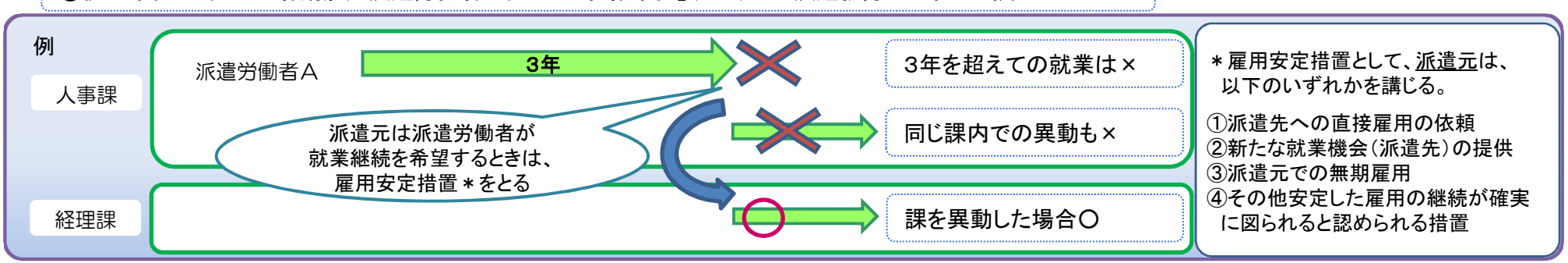

②派遣先単位・・有期雇用派遣労働者を同一の事業所で3年を超えて継続して受け入れる際には、過半数組合等の意見を聴取する（※2）

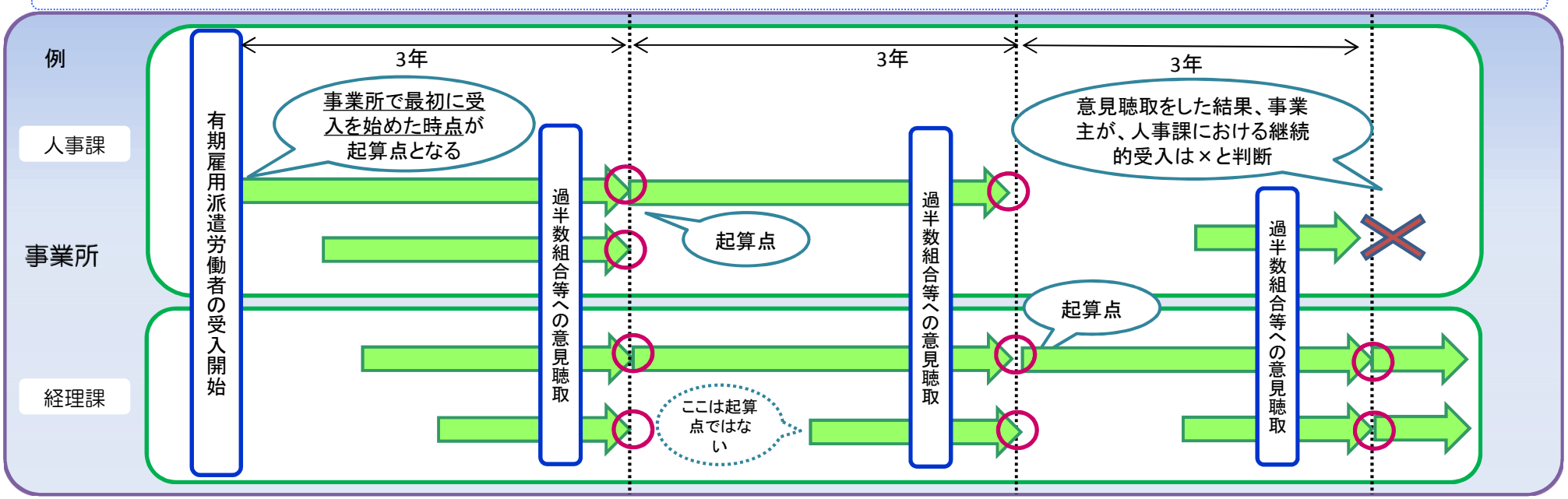

※2. 聴取時に過半数組合等が反対意見を表明した場合は、派遣先は対応方針等を説明するものとする。 また、意見聴取を行わずに受入を継続した場合は、労働契約申込みみなし制度が適用される。

無期雇用派遣・・・上限なし